

令和3年度「出かけるセンター」事業実施要項

令和3年4月26日

鳥取県教育センター

いじめ・不登校総合対策センター

1 目的

鳥取県内の学校又は幼稚園・保育所（園）・幼保連携型認定こども園、教育研究団体及び研究グループ等（以下「研修実施機関」という）が行う自主的・主体的な研修活動に対して、県教育センター及びいじめ・不登校総合対策センター指導主事等（以下「指導主事等」という）を派遣し、研修活動を支援する。

2 事業内容

研修実施機関が実施する教職員を対象とする研修において、研修内容が本事業の目的と合致すると認められる場合には、指導主事等の派遣を行う。

3 事業対象

研修実施機関が開催する研修会のうち下記の要件を全て満たすもの

- ・教職員を対象とした研修であること
- ・研修内容が別紙「出かけるセンター」のメニューに定めた内容のもの
- ・令和4年3月4日（金）までに実施されるもの

4 派遣申請・決定手続き

- （1）研修実施機関は、別紙「出かけるセンターメニュー」に定める問合せ先に電話連絡し、実施日、内容等について事前調整を行う。
- （2）（1）の調整を行った上で、研修実施機関は県教育センター所長又は、いじめ・不登校総合対策センター長宛に依頼文（各学校の書式による）を提出する。
- （3）指導主事等の派遣に関する旅費は、県教育委員会で負担する。

5 その他

研修報告書の提出は必要ない。